

(趣旨・目的)

第1条 この規定は、行方市麻生東小学校におけるコンプライアンスを推進するために必要な事項を定めるとともに、教職員がコンプライアンスを推進することにより、学校に対する社会的信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規定においてコンプライアンスとは、本校教職員が、法令及び本校が定める校内規定を遵守するとともに、公平・公正かつ誠実に職務を遂行し、教育に携わるものとしての高い倫理観と社会的良識をもって行動することを言う。

(校長の責務)

第3条 校長は、学校においてコンプライアンスの推進が図られるよう教職員に対して啓発、研修を実施させるとともに、コンプライアンス推進のための体制を整備し、その他必要な措置を講じなければならない。

(教頭の責務)

第4条 業務遂行を分掌する教頭は、校長を補佐し、その分掌する業務についてコンプライアンスの推進が図られるよう努めなければならない。

(教職員の責務)

- 第5条
- 1 教職員は、コンプライアンスの重要性を深く認識し、教育の発展に寄与するため、コンプライアンスに適合した職務の遂行に努めなければならない。
 - 2 教職員は、職務の遂行に当たって、保護者その他の関係者に対して業務に関する説明を行い、コンプライアンスについて理解と協力を得るよう努めなければならない。
 - 3 前2項の定めは、校長及び前条各項に掲げるものにも適用する。

(コンプライアンスの責任者)

第6条 本校におけるコンプライアンスの責任者は、校長とする。

(コンプライアンス委員会)

第7条 校長の下に、コンプライアンス委員会を設置する。委員会に関して必要な事項は、別に定める。